

愛知県がんセンター医療安全監査委員会設置要綱

(設置)

第1条 愛知県がんセンター（以下「がんセンター」という。）の医療に係る安全管理について監査を行うため、愛知県がんセンター医療安全監査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員3人以上で組織する。

(委員)

第3条 委員は、愛知県病院事業庁長（以下「庁長」という。）が任命する。

2 前項の規定により任命される委員のうち、委員長及び委員の半数を超える数は、がんセンターと利害関係のない者とする。

3 前項に規定する利害関係のない者には、次に掲げる者を含むものとする。

(1) 医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他の学識経験を有する者

(2) 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者（(1)に掲げる者を除く。）

4 委員長は、庁長が選任する。

5 委員の任期は、原則2年とする。ただし再任を妨げない。

6 委員に欠員が生じたときは、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 庁長は、第1項の規定により委員を任命した場合には、委員名簿及び委員の選定理由について、遅滞なくがんセンターのホームページで公表することとする。

(業務)

第4条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

(1) 医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等の業務の状況について病院長等から報告を求め、又は必要に応じて自ら確認を実施すること。

(2) 必要に応じ、庁長又は病院長に対し、医療に係る安全管理についての是正措置を講ずるよう意見を表明すること。

(3) (1)及び(2)に掲げる業務について、その結果を公表すること。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会においては、委員長が議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長の指定するがんセンターと利害関係のない委員がその職務を代理する。

4 委員会は、委員3人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、愛知県病院事業庁管理課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会にはかって定める。

附 則

この要綱は、平成29年 9月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。